

選択的夫婦別姓・婚外子の相続分差別 Q&A

日本弁護士連合会

《選択的夫婦別姓について》

Q1. 選択的夫婦別姓とは、どんな制度ですか？

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とし、結婚すれば夫婦同姓にならなければならないと義務付けています。これに対し、選択的夫婦別姓とは、夫婦が同じ姓にすることも、それぞれの姓のままでいることも選択できる制度です。選択的夫婦別姓が導入されても、皆が夫婦別姓にしなければならないではありません。

Q2. 現行の「夫婦同姓」のどこが問題なのですか？

氏名はその人の人格、個性と密接不可分であり、人格権（憲法第13条）の内容の一つといえます。ところが、婚姻前の姓を名乗り続けた人同士のカップルであっても、必ず一方が姓を変えなければならないことが問題です。婚姻前の姓でいたい人にまで、改姓を強制することは、人格権を尊重しているとはいえません。また、婚姻後も自分の姓でいたいために、やむなく法律婚を諦め、事実婚でいるカップルもいます。この点で、憲法第24条第1項が保障する婚姻の自由を侵害しているといえます。

また、民法第750条は、夫の姓でも妻の姓でもよいとしていますが、実際には、約96.2%の夫婦において女性が改姓しています（平成24年厚生労働省人口動態調査）。これは長年の男性優位の社会的風潮の反映であり、これをそのまま放置することは、両性の本質的平等（憲法第24条第2項）にも反します。

さらに、夫婦同姓の強制は、女性差別撤廃条

約にも反します。すなわち、婚姻に際して氏の選択に関する夫婦同一の権利（同条約第16条第1項（g））を侵害し、姓を変更せずに維持しようとするれば婚姻できないのですから、合意のみにより婚姻をする同一の権利（同項（b））をも侵害しています。国連の女性権利条約委員会から、日本政府は、2003年、2009年に選択的夫婦別姓に改めるよう勧告を受けています。事実上の不都合として、姓の変更により、別人と思われ、それまでの信用・実績との連続性が失われるという不利益も大きいものがあります。なお、離婚の場合には、この点を重視して、離婚後も婚姻中の姓をそのまま称することができるようになっています（民法第767条第2項）。

Q3. 選択的夫婦別姓ではなくても、通称使用が認められればよいのではないのですか？

地方自治体職員や国家公務員も通称が使えるようになりました。しかし、戸籍名しか認められない職場・職業もあります。また、通称使用が認められる範囲は限られており、運転免許証、印鑑登録証、銀行口座などは通称では作れませんし、通称で健康保険証を作ることは非常に困難です。

戸籍に通称を記載し、免許証やパスポート等にも通称を使用できるようにする徹底した通称使用制度も観念上考えられますが、そこまでするのであれば、戸籍上で夫婦の姓を統一しておく必要があるのか疑問であり、選択的夫婦別姓による解決が合理的と言えます。

そもそも、氏がその人の人格・個性と密接不可分なもので人格権の一部であることを考えると、中途半端な通称使用制度では問題の解決になりませんし、二つの姓の使い分けは負担が大きいだけです。

Q 4 .夫婦の姓が違くと、家族の一体感が損なわれませんか？

同姓で絆を感じるという夫婦もあれば、姓が別でも絆を感じる夫婦もあるのです。改姓を望まない相手に姓を変更させるとかえって居心地がよくないという人もいます。家族の絆は、姓の問題ではなく、愛情から育てていくものです。

Q 5 .夫婦別姓が実現すると離婚が増えませんか？

現在、日本以外の国では、同姓、別姓あるいは結合姓等から選択できるようになっていますが、離婚率の高い国も低い国もあります。一方、同姓の国である日本は、1990年より離婚率が急上昇し、ほぼヨーロッパと同程度になりました。なお、日本でも国際結婚の場合は、1984年に、別姓の強制から同姓別姓の選択制に法改正されましたが、同姓の選択肢が増えたからといって離婚率が減ったということはありません。

姓の制度と離婚率が関係ないことは証明されているといつてよいでしょう。

Q 6 .夫婦別姓にすると、子どもの姓はどうなりますか？

民法改正要綱案（1996年）では、夫婦別姓を選択する場合には、結婚の際に、子どもの姓を夫と妻のいずれの姓にするかを定めなければならないとされています。そのほか、子どもの出生時にその都度定めるとする方法も考えられます。子どもの出生を望むかどうかはその夫婦が決めることができますし、望んでも実際に生まれるとは限りません。出生の都度定めるとする方が、自然で、選択の自由が尊重されます。

Q 7 .夫婦別姓を選んだら、お墓を守ってもらえなくなりますか？

祭祀の主宰やお墓の継承は、別姓でも可能です。少子化のため、長男長女や一人っ子同士の結婚が増え、双方の墓の継承をするにはどうしたらよいか、問題になってきています。お墓の継承、あり方についても、さらに自由な方法が工夫されつつあります。

Q 8 .夫婦別姓について各国の状況はどうですか？

諸外国の制度も、姓の選択の自由を認める方向で改正されてきました。法律で夫婦同姓を強制する国は、現在、ほぼ日本のみのようです。かつて日本同様、夫婦同姓が強制されていたトルコ、タイでも、現在、強制されていません。

前述のとおり、女性差別撤廃条約第16条は、「姓及び職業を選択する権利」を夫及び妻の同一の個人的な権利と定めており、国連の女性差別撤廃委員会は、夫婦同姓の強制を問題視し、日本に改正を求めています。

Q 9 .選択的夫婦別姓について世論の状況はどうですか？

2013年に内閣府が発表した家族の法制に関する世論調査では、現在の法律を改める必要はない（選択的夫婦別姓に反対）との立場を示したのは全体の36.4%で（前回2006年の調査から1.4ポイント増）、反対派が賛成派を上回ったのは、1996年の初回調査以来として報道等で話題になりましたが、20代から50代では賛成の割合がいずれも40%を超え、反対の割合は20%台です。これに対し、60代以上では反対割合が高くなり、賛成割合が低いところ、この調査では、70歳以上の回答者数が全体の約25%を占め、60代も併せた60歳以上の回答者数となると約48%と半数近くに上りました。回答数の60代・70代の合計は20代・30代の合計の2.3倍以上です。特に、婚姻改姓の問題に直面する可能性の高い女性についてみると、20代においては賛成53.3%・反対16.1%、30代におい

ては賛成 48.1%・反対 16.2%となり、反対の割合が極めて低いことも注目されます。また、調査では、夫婦別姓は認めないが通称をどこでも使えるようにする法改正には賛成であるという第3の選択肢があります。この回答層も何らかの形の夫婦別姓の必要性を認めている立場であるといえますが、この選択肢を併せると、法律婚による氏の変更に関する救済措置に必要性を感じている率は、全体でも59.5%に上ります。20代・30代の女性では、それぞれ83.2%、83.3%と、実に8割以上が何らかの形で夫婦別姓を容認しています。

《婚外子の相続分差別について》

Q10 婚外子の法定相続分はどのように決められていますか？

民法第900条第4号ただし書前段は、婚外子の相続分を婚内子の2分の1と定めています。

Q11 婚外子の法定相続分を婚内子の2分の1とすることの何が問題なのでしょうか？

同じ子どもでありながら、子どもに何ら責任のない親の事情によって不利益を与えている点が問題です。憲法第14条第1項の法の下での平等に反し、また、社会的身分や出生による差別を禁止している国際人権規約B規約第26条や子どもの権利条約第2条にも反します。

2013年9月4日、最高裁判所は、民法第900条第4号ただし書前段につき、憲法第14条第1項に違反して無効であると判示し、合憲であるとの最高裁判所大法廷1995年7月5日決定を変更しました。決定の理由においては、「本件規定の合理性については、個人の尊厳と法の下での平等を定める憲法に照らし、嫡出でない子の権利が不当に侵害されているか否かという観点から判断されるべき」とし、「我が国におけ

る家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘、嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化」等を総合的に考慮した上で、法律婚制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子には選択等の余地のない事柄を理由として子に不利益を及ぼすことは許されず、「子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考え方が確立されているものということができ」として、「立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的根拠は失われて」といってしましました。正当な判断であり、速やかな法改正が必要です。

Q12 婚内子と婚外子の相続分を平等にすると、妻が報われないのではないですか？

子と配偶者が相続人であるときは、配偶者の相続分は2分の1と定められています（民法第900条第1号）。したがって、妻の相続分は、婚内子と婚外子の相続分を同じにしても、変わりありません。また、妻の貢献によって財産が増加している場合は、寄与分として相続分以上の割合の請求をすることもできます（同法第904条の2第1項）。

Q13 婚内子と婚外子の相続分を平等にすると、父親と一緒に家業に貢献してきた婚内子に、気の毒ではないですか？

その場合の貢献は、寄与分として考慮されません。逆に、婚外子の貢献が大きい場合もあり、寄与分については、実際に財産形成に貢献したかどうかで判断するのが公平です。

Q14 婚外子の相続分について各国の法制はどのようになっていますか？

現在、婚内子と婚外子の相続分を差別する規

定を設けているのは、主要国では日本とフィリピンのみです。欧米の多くの国では、1970年代より、相続分の平等化が急速に進み、婚内子・婚外子という子どもを区別する概念を廃止しています。

Q15. 「非嫡出子」という用語に問題はありますか？

「嫡出」という用語には正統という意味があるため、「非嫡出子」という用語には「正統でない子」という差別的な意味合いが感じられません。しかし、子について、このような差別的な価値観に基づく表現をとるべきではなく、「非嫡出子」ないし「嫡出でない子」という用語は差別的であるとして、国連の子どもの権利委員会からも用語の廃止について勧告されています。相続分の改正に当たっては、この差別的な用語も改めるべきです。

Q16. 婚外子について、相続分以外にも不合理な差別はありますか？

戸籍法第49条第2項第1号は、出生届書には「嫡出子又は嫡出でない子の別」を記載しなければならないと規定しており、これにより、出生届書では、婚外子の場合「嫡出でない子」の欄にチェックするようになっていきます。しかし、婚内子と婚外子の相続分差別に合理的な根拠がない中で、出生届書において「嫡出子」か「嫡出でない子」かを記載させることには、何ら合理性は認められず、このような差別的規定は改正されるべきです。2010年3月、法務省民事局の通知により、出生届書の「嫡出子」又は「嫡出でない子」の別が未記載であっても、「その他」の欄に母の戸籍に入籍する等の記述をすれば、届出を受理することとなりましたが、戸籍法第49条自体は改正されておらず、差別的法規として残存しています。なお、最高裁判所第一小法廷2013年9月26日判決は、戸籍法

第49条を合憲としましたが、出生届の記載について戸籍に関する事務処理の助けになるが、不可欠までとは言えず、「父母の婚姻関係の有無に係る記載内容の変更や削除を含め、出生届について、戸籍法の規定を含む制度の在り方についてしかるべき見直しの検討が行われることが望まれるところである」と櫻井龍子裁判官の補足意見が付され、法改正による解決が強く示唆されました。

また、所得税法の定める「寡婦控除」は、夫と死別した母子家庭や離婚した母子家庭には適用があるのに対し、「非婚の母」（婚外子のいる母子家庭）に対しては適用されません（同法第81条第2条第1項第30号）。この寡婦控除規定により算出された所得が、地方税、国民健康保険料、公営住宅入居資格及びその賃料、保育料等算定のための基準とされている結果、「非婚の母」は、著しい不利益を受けています。これは、「非婚の母」を合理的な理由もなく差別するものであり、改正されるべきです。

Q17. 婚内子と婚外子の相続分差別を違憲とした最高裁判決は、過去の他の相続についてどのように判断したのでしょうか？

前出の2013年9月4日の最高裁判所決定は、当該決定の違憲判断が、2001年7月から当該決定までの間に開始された他の相続につき、婚外子の相続分を婚内子の相続分の2分の1とする規定を前提としてされた遺産の分割の審判その他の裁判、遺産の分割の協議その他の合意等により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものではない、としています。

日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL 03-3580-9841 FAX 03-3580-2866